

■男女共同参画講演会

ジャーナリスト、コメンテーターとして活躍中の浜田敬子さんをお迎えし、講演を行います。

と き 11月23日(祝) 13時30分～(13時開場)

ところ ウッドワンさくらびあ小ホール

講 演 「男女平等を実現させるために地域からできること」

託児申込 11月8日(金)までに人権・市民生活課まで電話で。

※手話通訳、要約筆記あり。車椅子席・要約筆記の見えやすい席を希望する人は、11月8日(金)までに人権・市民生活課まで電話で



■ふれあい人権フェスタ 2024

小・中学生から募集した人権作品の入選者の表彰と人権講演会を開催します。

と き 12月7日(土) 13時～(12時30分開場)

ところ ウッドワンさくらびあ大ホール

講 師 サヘル・ローズさん

講 演 「出会いこそ、生きる力」
～すべての子どもに居場所とつながりを～

託児申込 11月22日(金)までに人権・市民生活課まで電話で。

※手話通訳、要約筆記あり。車椅子席・要約筆記の見えやすい席を希望する人は、11月22日(金)までに人権・市民生活課まで電話で



■人権に関する相談

人権擁護委員が人権に関する相談に応じます(相談無料、秘密厳守)。

とき・ところ

- ① 12月2日(月)13時～16時
・宮島福祉センター
- ② 12月4日(水)10時～15時
・大野支所
- ③ 12月6日(金)10時～15時
・友和市民センター
- ④ 12月8日(日)10時～15時
・平良市民センター、地御前市民センター
- ⑤ 12月9日(月)10時～15時
・吉和福祉センター

問い合わせ

人権擁護委員協議会 ☎2165
(火・金曜日9時～16時)

●広島法務局の人権相談

- ・みんなの人権110番 ☎0570(003)110
- ※人権に関する困りごとなど
- ・子どもの人権110番 ☎0120(007)110
- ※いじめ、虐待、子育てなど子どもの人権
- ・女性の人権ホットライン ☎0570(070)810
- ※夫やパートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなど女性の人権

開設日時

月・金曜日(祝・休日を除く)
8時30分～17時15分



《よくある質問》

Q1. マイナ保険証ってなに？

A1. 保険証としての利用登録をしたマイナナンバーカードのこと。登録は医療機関に設置してあるカードリーダーで簡単にできます。

Q2. 令和6年12月2日に保険証が廃止されるとマイナ保険証がないと病院にかかれない？

A2. 廃止時点で有効な保険証は、有効期限(最長で令和7年7月31日)まで利用できます。また、マイナ保険証の登録をしていない人には、有効期限が切れる前に現在の保険証と同様に提示するだけで利用できる「資格確認書」を郵送しますので、そちらを利用して医療機関を受診してください。

Q3. 保険証の有効期限は通常令和7年7月31日と聞いたけど、有効期限が通常より短いのはどんな人？

A3. 70歳、75歳の節目を迎える人は、有効期限が通常より短くなっています。12月2日以降に70歳、75歳になる人でマイナ保険証の登録をしていない人には、「資格確認書」を郵送しますので、そちらを利用して医療機関を受診してください。

Q4. マイナ保険証を利用する人としていない人で医療費に差がでるの？

A4. 令和6年11月まではマイナ保険証利用で最大6円安くなりますが、12月からは差がなくなります。

Q5. マイナ保険証の登録は強制？

A5. 現時点で登録は任意ですが、マイナ保険証はより良質な医療やケアを受けられるように社会や生活の形を変える「医療DX」の基盤となるものです。手続きをしなくても高額医療の限度額を超える支払いが免除される、情報に基づく医療を受けられるなど本人にもメリットのある制度となっています。

Q6. マイナナンバーカードの保険証利用登録は、一度登録すると解除できない？

A6. 解除申請書を保険証発行元に提出することで解除が可能となります。詳しくは、市ホームページを確認してください。

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や、介護、福祉サービスを利用するための手続きや契約などを結んだりすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、判断できずに契約を結んでしまい、訪問販売や振り込め詐欺などの悪質商法の被害にあう恐れもあります。

このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。



例えば「こんなとき」は相談してください

お金の管理ができなくなったとき...

障がいのある子どもの今後が不安なとき...

親が悪質商法にだまされたとき...

老後の財産管理が不安なとき...

問い合わせ・相談窓口

■制度に関すること

成年後見利用促進センター(廿日市市社会福祉協議会)

新宮1-13-1 廿日市市総合健康福祉センター(山崎本社 みんなのあいプラザ3階) 問い合わせ ☎5176・FAX1616

■高齢者に関すること

センター名	担当地域	所在地	連絡先
地域包括支援センターはつかいち西部	地御前・阿品・阿品台	地御前1-3-28 学研廿日市市多世代サポートセンター2階	☎9066・FAX9067
地域包括支援センターはつかいち中部	宮内・串戸・金剛寺宮園・四季が丘	宮内4286-1	☎4580・FAX4590
地域包括支援センターはつかいち東部	佐方・廿日市・平良・原	新宮1-13-1 山崎本社 みんなのあいプラザ3階	☎9158・FAX1611
地域包括支援センターさいき	佐伯・吉和	津田1989 佐伯支所内	☎2828・FAX20415
地域包括支援センターおおの	大野・宮島	大野1-1-1 大野支所内	☎0251・FAX1307

■障がい者に関すること

障害福祉課自立支援係

新宮1-13-1 山崎本社 みんなのあいプラザ3階 問い合わせ ☎9128・FAX1611

※受付時間 平日9:00～17:00

問い合わせ 国民健康保険制度 … 保険課国保係 ☎9159 / 後期高齢者医療制度 … 保険課医療年金係 ☎9160

12月2日以降

マイナ保険証を登録していない人でも、引き続き医療機関を受診できます

◆医療機関の受診方法

マイナ保険証の登録がある人

令和7年7月31日までの期間で保険証の記載に変更がある場合などは、マイナ保険証の登録状況にかかわらず資格確認書を交付することになりました。

※詳しくは、市ホームページを確認してください

①保険証(有効期限内)で受診

②資格確認書で受診

マイナ保険証の登録がない人

令和7年7月31日までの期間で保険証の新規発行が終了します。12月2日時点で発行済みの保険証を持っている人には、有効期限が切れる前に次のものが順次郵送されます。

国民健康保険

マイナ保険証の登録がある人

：資格情報のお知らせ(※1)

※1 従来の保険証に登録していた情報をお知らせするためのもの。70歳以上の人の負担割合も、この通知で確認できます。これだけでは受診できません

マイナ保険証の登録がない人

：資格確認書(※2)

※2 保険証の代わりに交付されるもので、見た目も保険証と大きく変わりません。今までの保険証と同様に医療機関の窓口で提示してください